

平成30年6月22日

教育委員会第6回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第6回定例会記録

◇開会年月日 平成30年6月22日（金曜日） 午後 1時30分開会
午後 2時17分閉会

◇開催の場所 庁議室

◇出席委員 4名

教 育 長	境 直彦 君	委 員 (教育長職務代理者)	阿 部 邦 英 君
委 員	今 井 多貴子 君	委 員	遠 藤 俊 子 君

◇欠席委員 1名

委 員 杉 山 昌 行 君

◇説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	草 刈 敏 雄 君	事 務 局 次 長	大 崎 正 吾 君
事 務 局 次 長 (震 災 復 興 担 当)	前 原 義 久 君	教 育 総 務 課 長	稲 井 浩 樹 君
学 校 教 育 課 長	平 塚 隆 君	学 校 安 全 推 進 課 長	佐 藤 勝 治 君
学 校 管 理 課 長	三 浦 司 君	生 涯 学 習 課 長	武 山 専 太 郎 君
複 合 文 化 施 設 開 設 準 備 室 長	佐 々 木 淳 君	体 育 振 興 課 長	大 森 和 彦 君
中 央 公 民 館 長	保 原 恵 美 子 君	荻 浜 公 民 館 長	坂 本 健 也 君
桃 生 公 民 館 長	武 山 雄 子 君		

◇書 記

教 育 総 務 課 長 補 佐	星 憲 君	教 育 総 務 課 幹 事	加 藤 陽 子 君
教 育 総 務 課 主 査	日 野 ゆかり 君		

◇付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・平成30年度教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施について
- ・学校施設整備基金の設置について

報告事項

報告第11号 専決処分の報告について

専決第12号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例

専決第13号 石巻市桃生植立山公園条例の一部を改正する条例

専決第14号 平成30年度石巻市一般会計補正予算（第3号）

（教育委員会の事務に係る部分）

報告第12号 専決処分の報告について

専決第15号 職員の処分について

審議事項

第26号議案 石巻市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

その他

午後 1時30分開会

○教育長（境 直彦君） それでは、こんにちは。ただいまから平成30年第6回定例会を開会いたします。

本日の会議ですが、欠席委員は杉山委員です。

会議録署名委員の指名

○教育長（境 直彦君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、今井委員にお願いいたします。

よろしく申し上げます。

教育長報告

○教育長（境 直彦君） それでは、本日の案件に入ります。

本日の案件は、一般事務報告が3件、報告事項の専決処分の報告が4件、審議事項が1件及びその他となっております。

それでは、一般事務報告に入ります。

始めに、私から報告申し上げます。

各学校では、1学期のまとめの時期に入ろうとしております。

中学校の総合体育大会は、6月9日、10日に行われ、陸上競技大会は、6月20日、21日に行われております。

一般事務報告として、始めに市議会関係ですが、6月14日から29日までの16日間の予定で石巻市議会第2回定例会が開催されております。

上程された条例及び一般会計補正予算等は、この後の報告事項で行います。

また、来週25日から一般質問が行われ、19名の議員から通告があり、教育関係の質問は8名からとなっております。内容等につきましては、来月の定例会でご報告申し上げます。

次に、危険ブロック塀等の緊急安全点検を行っておりますが、詳しくは、最後に教育総務課長から報告申し上げます。

以上で報告を終わります。

ご質問等ありましたらお願いいたします。

（「ありません」との声あり）

平成30年度教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施について

○教育長（境 直彦君） なければ、次に平成30年度教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施について、教育総務課長から報告をお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（稲井浩樹君） それでは、平成30年度教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施についてご説明申し上げます。

表紙番号2、一般事務報告資料の1ページをご覧ください。

始めに、1、事業の概要及び目的でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条では、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」と規定されており、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされております。この規定に基づきまして、本市教育委員会の平成29年度の活動状況に関して点検・評価を実施するものであります。

次に、3の（1）点検・評価の対象事業についてでございますが、石巻市教育振興基本計画実施計画掲載事業のうち、平成29年度に実施した石巻市総合計画実施計画及び石巻市震災復興基本計画実施計画への掲載事業から、将来にわたり長期的に継続していくべき事業、子供の安全・安心のため重点的に取り組むべき事業として、学校教育分野で11事業、社会教育・保健体育分野で4事業の計15事業を選定いたしました。

対象事業につきましては、4から5ページをご覧ください。

事業一覧表のうち、網かけになっている箇所が、今回選定した15事業でございます。

なお、昨年度、点検・評価の対象でありました、番号9の被災に係る就学援助事業につきましては、番号7の就学援助・特別支援教育就学奨励事業に包含いたしております。

また、番号18、学校図書館担当職員配置事業には、番号28、学校図書整備事業の実績を入れ込むことといたしております。

また、番号52、協働教育推進事業には、番号56のふるさと子どもカレッジ事業の内容を包含してございます。

1ページにお戻りください。

3の（2）の点検・評価の方法についてでございますが、選定した事業につきましては、担

当課において事業調査票を作成し、平成29年度における取組実績及び成果の自己点検評価を行います。そして、この調査票をもとに学識経験者からの意見聴取を実施することになります。

2ページをご覧ください。

4、学識経験者の知見の活用についてでございますが、学識経験者につきましては、学校教育に関する学識経験を有するものと、生涯学習に関する学識経験を有する者の2名を選定いたします。

ここからは、8の事業実施スケジュールに沿ってご説明申し上げますので、3ページをご覧ください。

表の左側が教育委員会での審議等、右側が事務手続等となっております。

6月上旬、既に学識経験者の選考を行っておりまして、各課に点検・評価資料の作成を依頼しております。

6月下旬、本日の第6回定例会におきまして、点検・評価の概要を説明させていただいております。

7月上旬には、学識経験者からの意見聴取会を開催し、点検・評価報告書を作成いたします。

教育委員の皆様には、報告書を事前に配布いたしまして、7月下旬の第7回定例会におきまして、報告書の内容についてご審議いただきたいと思っております。

また、9月上旬には点検・評価結果の公表として、報告書を市議会第3回定例会に提出し、市ホームページに掲載する予定といたしております。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ただいまの報告に対してご質問等ございませんか。

（「なし」との声あり）

○教育長（境 直彦君） そのほかもございませんか。

（「はい」との声あり）

学校施設整備基金の設置について

○教育長（境 直彦君） それでは、次に学校施設整備基金の設置について、学校管理課長から報告をお願いいたします。

○学校管理課長（三浦 司君） 学校施設整備基金の設置につきまして、ご説明をさせていただきます。

表紙番号の6ページ、7ページをご覧くださいと思います。

まず、基金設置の背景でございますが、本市の多くの学校施設は、施設整備のため国庫補助を受けて建設され、補助金等に係る適正化に関する法律において一定の処分制限が設けられており、処分制限期間が定められております。例といたしましては、平成12年度までに補助を受けた鉄筋コンクリート造の校舎であれば60年、13年以降の建物、校舎であれば47年という処分制限期間が設けられてございます。

これらの施設を閉校後、売り払い等する場合、通常は補助金相当額を国庫納付する必要がありますが、それにかわりまして、補助金相当額以上の額を学校施設整備へ充てるための基金に積み立てることにより、納付が免除される制度がございます。

また、背景といたしまして、一方で平成27年3月の閉校以来、遊休財産となっておりました旧飯野川第二小学校の跡地につきまして、事業者が工場としての活用についての相談が企業誘致担当部局にあり、平成29年度の第5回庁議において、企業誘致のために活用する方針が確認されたところでありましたが、旧校舎は昭和60年度に国庫補助を受け、建設されており、国庫納付が必要な状況でありましたことから、基金への積み立ての制度を活用し、事業者へ旧校舎を含む跡地の売り払いを行うため、基金設置の検討に至ったものでございます。

次に設置の目的でございますが、1点目といたしましては、学校施設の計画的な整備に必要な経費に充てるための基金を設置し、積み立てを行うこととでございます。2点目といたしましては、遊休財産となっている閉校施設の売り払い等による活用を促進することとあります。

次に、提案に至るまでの経緯でございますが、まず、平成28年4月に、事業者から旧飯野川第二小学校の跡地を工場として活用することについての相談が、先ほど申し上げました企業誘致担当部局にございまして、教育委員会もその報告を受けております。その後、平成29年第5回庁議において、企業誘致のために活用する方針が確認されております。また、本年度第2回庁議におきまして、旧飯野川第二小学校跡地の売り払いについて審議されてございます。

また、旧飯野川第二小学校校舎を事業者へ売り払うために必要となる財産処分申請を文部科学省に提出いたしまして、5月下旬に財産処分の承認がなされ、その際、文部科学省から国庫納付を要しないために必要となる積立額について、1,383万3,448円以上と示されたところでございます。

次に、主な内容でございますが、基金の名称を「学校施設整備基金」とし、目的は、「学校施設の計画的な整備に必要な資金を積み立てるため」としており、基金の処分は、「学校施設整備の財源に充てる場合に限り処分することができる」としており、学校施設整備に特化したものとなります。

次に、実施した場合の影響、効果でございますが、国庫補助を受け建設し、補助金等に係る適正化に関する法律において、一定の処分制限がある学校施設を売り払い等する場合に、活用に制限がありましたが、基金を設置することで幅広い活用が見込まれ、また、遊休財産の活用により地域の活性化にも寄与するものと考えております。

また、教育施設の計画的な保全、建てかえ、増築等に必要な経費の一部を効果的に積み立てることができるものとなります。

次に、他の自治体の政策との比較検討でございますが、本年3月に県内他市及び隣接する2町に対しまして、全部で15自治体でございますが、調査を実施いたしましたところ、基金を設置している自治体が7市町、設置していない自治体が8市という結果となっております。

次に、今後の予定でございますが、本年9月第3回定例会に条例案及び補正予算案を提案いたしまして、議決後、10月に条例を施行したいと考えてございます。

以上で一般事務報告を終わらせていただきます。

○教育長（境 直彦君） ただいまの報告に対して、ご質問等はございませんか。

飯野川二小の校舎と土地を事業者に売り払うための議案は、この間の本会議で可決になっております。それで、9月の第3回定例会にこれを再度基金として設置を提案する。そのときに、この金額以上の予算がついているということの理解でいいですか。

○学校管理課長（三浦 司君） 財政当局と協議はしなくてはならないのですが、この金額を上回る金額を積み立てるという形になります。

○教育長（境 直彦君） ということでございます。

そのほかございませんか。

○委員（遠藤俊子君） これは飯野川二小がそういう申出があったので、そういう基金をつくるということなんです。今回に限りではなくて、ほかにもありますよね、活用できそうな、そういうことはその都度、その都度この基金が設置されるということになる。専門用語が多くてわからない。

○学校管理課長（三浦 司君） 今回、この基金を設置することになったきっかけというのは、飯野川二小の売り払いということになるんですけども、今後、もしそういう施設があれば、この基金に同じように積み立てると、この一つの基金でやっていくという形になります。

○委員（遠藤俊子君） 積み立てについては、また、もし物件があったときに、それ以上のものの金額を積み立てるという形だと、国へのお金を払うことがないということなんですか。

○学校管理課長（三浦 司君） はい、そのとおりでございます。

○教育長（境 直彦君） じゃ、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

報告第 1 1 号 専決処分の報告について

専決第 1 2 号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例

○教育長（境 直彦君） なければ、次に報告事項に入ります。

報告第11号 専決処分の報告についての専決第12号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例について報告を受けたいと思います。

生涯学習課長から説明をお願いいたします。

○生涯学習課長（武山専太郎君） それでは、報告第11号 専決処分の報告についてのうち、専決第12号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成30年石巻市議会第2回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する期間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、6月7日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、表紙番号1の4ページから5ページ、あわせて表紙番号3の条例新旧対照表2ページから3ページをご覧ください。

始めに、第3条の名称及び位置を規定している表中、石巻市荻浜公民館の位置について、石巻市荻浜字家前65番地を、石巻市荻浜字白浜山7番地2に改めるものであります。

次に、第13条第1項の分館を規定している表中、石巻市石巻中央公民館駅前新町分館の項を削るものであります。

次に、別表第1のうち、石巻中央公民館、渡波公民館、蛇田公民館、稲井公民館及び荻浜公民館使用料の表中、荻浜公民館の各室使用料と冷暖房設備器具使用料を改めるものであります。

次に、附則であります。施行期日を平成30年10月1日からとするものであります。ただし、石巻市石巻中央公民館駅前新町分館の項を削る改正規定は、平成30年7月1日からとするものであります。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、ご質疑等はございますでしょうか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） そのほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

専決第13号 石巻市桃生植立山公園条例の一部を改正する条例

○教育長（境 直彦君） なければ、次に報告第11号 専決処分の報告についての専決第13号 石巻市桃生植立山公園条例の一部を改正する条例について報告を受けたいと思います。

桃生公民館長から説明をお願いします。

○桃生公民館長（武山雄子君） それでは、報告第11号 専決処分の報告についてのうち、専決第13号 石巻市桃生植立山公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成30年石巻市議会第2回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、6月7日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明いたしますので、表紙番号1の6ページから8ページ、あわせて表紙番号3の4ページから9ページをご覧ください。

今回の改正は、石巻市桃生植立山公園パークゴルフ場供用開始に伴い、本条例の一部を改正するもので、第2条第1項で定める桃生植立山公園スポーツ施設のうち、ゲートボール場とマレットゴルフ場を削除し、パークゴルフ場の設置を規定し、第2項において利用時間、第3項及び第4項において休業日をそれぞれ規定するものでございます。

また、第3条第1項について廃止する施設及び条文の整理により、ただし書きを削除するものでございます。

次に、第6条でございますが、使用料及び用具使用料を別表にて規定するため、条文の整理を行うものであります。

続きまして、第9条を取り下げ、新たな第9条として地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者による管理を行わせることができるよう定めるものでございます。

次に、別表1は施設使用料を規定し、別表第2は用具使用料について規定するものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を平成30年9月1日とするものでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対してご質疑等はありませんか。

○委員（今井多貴子君） このパークゴルフのほとんどの施設使用料及び備品の使用料等は、遊楽館のパークゴルフとほぼ同じと考えてよろしいでしょうか。

○教育長（境 直彦君） 桃生公民館長。

○桃生公民館長（武山雄子君） 使用料の算定に当たりましては、石巻市の使用料・手数料の見直しの指針を参考にしたということと、遊楽館の使用料も参考にしております。遊楽館は1日500円の使用料、遊楽館は公認コースとなっておりますので、1日500円でございますが、桃生植立山公園につきましては、コース自体もコンパクトであり、また、公認コースではありませんので、300円という金額を設定いたしましたところでございます。

○教育長（境 直彦君） よろしいでしょうか。

（「わかりました」との声あり）

○教育長（境 直彦君） そのほかございませんでしょうか。ございませんか。

（「はい」との声あり）

専決第14号 平成30年度石巻市一般会計補正予算（第3号）

（教育委員会の事務に係る部分）

○教育長（境 直彦君） なければ、次に報告第11号 専決処分の報告についての専決第14号 平成30年度石巻市一般会計補正予算（第3号）（教育委員会の事務に係る部分）について報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（稲井浩樹君） それでは、報告第11号 専決処分の報告についてのうち、専決第14号 平成30年度石巻市一般会計補正予算（第3号）（教育委員会の事務に係る部分）についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成30年石巻市議会第2回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する期間的余裕がなく、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、6月7日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

それでは、別冊1の1ページから3ページをご覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,305万円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ105億1,700万4,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げますので、12ページをご覧ください。

10款1項3目教育指導奨励費の1、学校安全総合支援事業費に306万円を計上しておりますが、これは宮城県からの委託により実施する防災交通安全及び生活安全教育に要する経費を措置したものでございます。

次に、2、学力向上研究指定校事業費に30万円を計上しておりますが、これは宮城県指定の学力向上指定校実施に伴い、深い学びの実現に向けた授業づくりの推進に要する経費を措置したものでございます。

次に、14ページ、3項1目学校管理費に950万円を計上しておりますが、これは門脇中学校テニスコートの整備などに要する経費を措置したものでございます。

次に、16ページ、6項3目公民館費に2,990万円を計上しておりますが、これは稲井公民館の外壁改修に要する経費を措置したものでございます。

次に、18ページ、7項1目保健体育総務費29万円を計上しておりますが、これは宮城県からの委託により実施するオリンピック・パラリンピック教育に要する経費を措置したものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、4ページにお戻り願います。

15款3項5目教育費委託金に365万円を計上しておりますが、これは歳出でご説明申し上げました各種事務事業に対する県委託金を措置したものでございます。

次に、6ページ、17款1項3目災害復旧費寄附金に25万円を計上しておりますが、これは学校教育に関する寄附として申出のありました寄附金を措置したものでございます。

次に、8ページ、20款4項3目雑入に340万3,000円を計上しておりますが、これは門脇中学校テニスコートの移転補償金を措置したものでございます。

次に、10ページ、21款1項8目教育債に2,840万円を計上しておりますが、これは稲井公民館改修工事費に充当するための地方債を措置したものでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対してご質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） そのほかにはございませんか。

（「なし」との声あり）

報告第12号 専決処分の報告について

専決第15号 職員の処分について

○教育長（境 直彦君） ここで、委員の皆様にお諮りいたします。

報告第12号 専決処分の報告についての専決第15号 職員の処分については、人事案件でするので、秘密会としてご報告を受けることにしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議がありませんので、報告第12号は秘密会といたします。

委員及び関係説明員以外の方々は退席をお願いいたします。

（秘密会開催）

○教育長（境 直彦君） それでは、会議を再開いたします。

第26号議案 石巻市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

○教育長（境 直彦君） 次に、審議事項に入ります。

第26号議案 石巻市学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてを議題といたします。
学校管理課長から説明をお願いいたします。

○学校管理課長（三浦 司君） ただいま上程されました第26号議案 石巻市学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてご説明申し上げますので、表紙番号1の12ページ及び13ページをご覧ください。

石巻市学校給食センター運営委員会委員は、石巻市学校給食センター条例第4条の規定により、学校給食センターの運営を適正かつ円滑に行うため、教育委員会の諮問機関として石巻市学校給食センター運営委員会を設置することとし、同条例第5条の規定により、委員は学識経験者、関係学校長、児童・生徒保護者及び関係行政機関の代表者20名以内で組織することとし、教育委員会が委嘱することになっております。

本案は、学識経験者として委嘱している1名の委員について、組織の担当役職の改定により、当該機関の副会長を新たな後任委員としたい旨の通知がありましたこと、また、関係学校長として委嘱している5名の委員について、退職及び転任により欠員となっておりましたが、関係機関からの推薦をいただきましたので、あわせて欠員候補者6名の委嘱について議決を得よう

とするものでございます。

なお、議員の任期は、平成30年7月1日から前任者の残任期間である平成31年6月30日まででございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育長（境 直彦君） ただいまの説明に対して、ご質疑等はありませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） そのほかもありませんか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、第26号議案 石巻市学校給食センター運営委員会委員の委嘱については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議がありませんので、第26号議案については原案のとおり可決いたします。

その他

○教育長（境 直彦君） 審議事項を終了し、その他に入ります。

始めに、委員方から何かございましたらお願いします。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） なければ、各課長方からありませんか。

教育総務課長。

○教育総務課長（稲井浩樹君） それでは、私から危険ブロック塀の緊急安全点検についてご報告させていただきます。

本日、お手元に配布させていただきましたスタンプ番号が1から4まで付番してございます資料をご用意いただきたいと思います。

去る6月18日に発生いたしました大阪府北部を震源とする地震によりまして、学校のブロック塀が倒壊し、女子児童が亡くなるという大変悲しい事故が発生いたしました。この事故を受けまして、別紙の写しの資料にございますとおり、宮城県教育委員会から学校施設・通学路の安全確保並びに学校におけるブロック塀等の安全点検等について通知がございました。その通知について、少しご説明をさせていただきたいと思っております。

始めに、スタンプ番号1の資料をご覧いただきたいと思います。

これは、去る6月18日に宮城県教育委員会教育長から、学校施設・通学路の安全確保につい

てということでの通知でございまして、最後の段落になりますけれども、児童・生徒等が安心して学校生活及び登下校ができるように、再度学校施設及び通学路の安全点検を行い、より一層の安全確保に努めていただくよう市町村建築担当課と連携を図りながら、貴教育委員会所管の学校に指導願いますという内容でございます。

その具体的な対応といたしまして、スタンプ番号2の通知でございしますが、同じく県教委の教育長から、6月21日付けで学校におけるブロック塀等の安全点検についての通知が来ております。これは中段、少し下の部分からになります。学校敷地内における組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀を確認していただき、6月29日まで報告願いますという内容でございます。なお、通学路におけるブロック塀等の安全点検については、市町村建築行政担当課と連携を図りながら実施の上、危険箇所のある場合は、スポーツ健康課学校安全体育班宛て、速やかに報告願いますという内容でございました。

この発出の基になりました文章が6月19日付けの文部科学省からの通知でございまして、学校におけるブロック塀等の安全点検等についてでございます。上段から3段落目でございますが、つきましては、のところです。各学校設置者におかれましては、少し飛びますが、ブロック塀等について国土交通省の定める判定基準に基づき、耐震対策の状況及び劣化損傷の状況に係る安全点検を行うとともに、判定基準のいずれかに該当するブロック塀等については、速やかに注意喚起を行う等の必要な安全対策を実施するようお願いいたします。また、各学校においては、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」を踏まえまして、改めて通学路を確認し、地震が起きた際に児童・生徒等が自分自身の判断で身を守った後、迅速に避難できるよう指導を徹底するようお願いいたしますという内容でございました。

次に、スタンプ番号3をご覧くださいと思います。

3の通知につきましては、宮城県教育庁の施設整備課長の通知でございしますが、学校におけるブロック塀等の安全点検に係る特定行政庁の建築部局との連携についてという通知でございます。ここで言う特定行政庁とは、本市が該当いたします。所管課は建設部の建築指導課でございます。

次のページをご覧ください。

これは、6月20日付けで文部科学省から来た通知でございまして、先ほどスタンプ2で、学校におけるブロック塀等の安全点検等についてという通知をお話しさせていただきましたが、その通知に関連して、国土交通省住宅局建築指導課長より、各都道府県建築行政主務部長宛てに、別紙にありますが、学校における施設の塀の安全対策についてが通知されたと。については、

学校設置者においては、必要に応じ特定行政庁の建築部局と連携し、ブロック塀等の安全点検を実施するようお願いいたしますと、そういった内容でございました。

これによりまして、宮城県土木部長から本市に対しまして、教育委員会と連携して危険ブロック塀等の緊急安全点検を実施し、その調査結果を6月29日まで報告するよう通知が来てございます。その中で、緊急安全点検の実施要領が示されてございました。

この実施要領等の資料は添付してございませんが、内容といたしましては、地震発生時の児童の通行の安全を確保するため、スクールゾーン内に存在する危険なブロック塀等の安全点検を緊急的に実施するというものでございまして、対象物といたしましては、平成14年度及び15年度に実施いたしましたスクールゾーン内の危険ブロック等調査等におきまして、特に危険なブロック塀と判定されたブロック塀のうち、昨年の改善指導実施時点で補修等が行われておらず、今も存在しているものということでございまして、これに該当するものが本市においては17件あると、建築指導課から報告を受けております。

それで、本日から建築指導課と教育委員会の職員が合同でこの点検を開始いたしました。あわせまして、先ほど申し上げました学校施設内のブロック塀等の点検も開始しております。

なお、本件に係る本市の各学校への通知につきましては、現在作成中であります。

最後になりますが、資料4の資料は、ブロック塀の点検のチェックポイントをわかりやすく解説した国土交通省の資料でございます。説明のほうは省略させていただきますが、ご参考としていただければと思います。

以上でございます。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

何かご質問等ございましたらお願いします。

○委員（阿部邦英君） 特にありませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。早いタイミングで大変よかったと思ひます。

以上です。

○教育長（境 直彦君） ということで、今日中には終わるんですか。

○教育総務課長（稲井浩樹君） 今日が初日でございまして、今日の実施状況、どれぐらい回ったのかという、報告がまだ来ておりませんので、その状況を見てということになります。来週、予定では数日ということで、ただ29日には報告は上げなくてはならないということでしたので、それまでには間に合うような調査を行うと伺っております。

○教育長（境 直彦君） そのほかよろしいでしょうか。

○委員（遠藤俊子君） すみません、昨年度からの改善されない件が17件あったということなんですが、今後、それを手当てするとか、改善できるような方策というのは、立てられる見通しなんでしょうか。

○教育長（境 直彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲井浩樹君） この危険ブロックにつきましては、本市でその撤去、又は修繕の補助事業制度を講じております。その補助事業制度の活用を含めまして、毎年その所有者のところを訪問等いたしまして、お願いをしてくれているという状況でございます。昨年度まで引き続き継続してやってきましたが、本年度において残っている、まだ改善等に至っていないケースが17ということで、引き続き本日から訪問いたしまして、撤去等のお願いをしていくといった作業に当たってございます。

○委員（遠藤俊子君） わかりました。結局その所有者がやらなければ、ずっとそれは残っちゃうんですね。そういうときに、市としてはやっぱり補償関係など責任を問われるんですか。あくまで所有者の責任という考え方でよろしいんですか。どうなんですかね。

○事務局長（草刈敏雄君） 現在のところは、そのようになっているんですが、ただ、今回このような事故があったということで、要するに道路に面しているという状況なので、やはり一般の通行に危険をさらすことになるので、今後は県でも何回か注意をした部分については、公表もせざるを得ないんじゃないかということで、今検討しているみたいなんですけど、すぐにも公表はということではないんです。

○委員（遠藤俊子君） 段階を追ってですね、そうですね。やっぱり、私の周りにも斜めになっているブロック塀はたくさんあるので、やっぱりスクールゾーン内だから大変なんですよけれども。

○教育長（境 直彦君） これは、あくまで小学校のスクールゾーン。

○事務局長（草刈敏雄君） そうですね、小学校のスクールゾーン。

○教育長（境 直彦君） 学校から500メートル以内という範囲内ですね。

○委員（阿部邦英君） 大震災で曲がったまま直さないところは結構あるんですね、ブロック塀。

○教育長（境 直彦君） 建築指導課ではチェックはしているということなんですけれどもね。

○委員（遠藤俊子君） チェックをして、声かけをしているけれども直されていないという事情であればですけども。よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長（境 直彦君） よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) そのほか、課長方からございませんか。

(「なし」との声あり)

○教育長(境 直彦君) ないようでしたら、次回の定例会の日程についてお願いします。

○事務局(星 憲君) 次回7月の定例会につきましては、7月26日、木曜日、午後1時30分から開催する予定であります。

場所につきましては、市役所本庁舎4階、庁議室で開催いたします。よろしく願いいたします。

○教育長(境 直彦君) 以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 2時17分閉会

教 育 長 境 直 彦
署 名 委 員 今 井 多 貴 子